

第84回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和4年5月20日（金）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

第 84 回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和 4 年 5 月 20 日 (金) 午後 2 時

場 所 第一庁舎 7 階 第一・第二委員会室

- 1 開 会
- 2 長野市あいさつ
- 3 委嘱書交付・委員紹介
- 4 事務局自己紹介
- 5 会長選出
- 6 報告事項
 - (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について【県決定】
 - (2) 区域区分の変更について【県決定】
 - (3) 用途地域の変更について【市決定】
 - (4) 特別用途地域の変更について【市決定】
 - (5) 一団地の官公庁施設の変更について【県決定】
 - (6) 都市計画道路（3・4・29号 七瀬居町線）の変更について【市決定】
- 7 議 事
 - (1) 審議事項
 - 議案 1 号 長野都市計画用途地域の変更について（市決定） 【資料 1】
 - 議案 2 号 長野都市計画特別用途地区の変更について（市決定） 【資料 2】
 - 議案 3 号 長野都市計画公園の変更について（市決定） 【資料 3】
 - (2) 調査事項
 - ア 長野市立地適正化計画改定検討部会の報告について 【資料 4-1、4-2】
 - (3) その他
- 8 その他
- 9 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高瀬 達夫 (信州大学工学部 准教授)
2 番 梅干野 成央 (信州大学工学部 准教授) = 欠席
3 番 柳沢 吉保 (長野工業高等専門学校教授)
4 番 跡部 美幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士理事)
5 番 伊東 亮一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部幹事)
6 番 三井 経光 (長野市議会 議員)
7 番 金沢 敦志 (長野市議会 議員)
8 番 グレート無茶 (長野市議会 議員)
9 番 竹内 茂 (長野市議会 議員)
10 番 鈴木 洋一 (長野市議会 議員)
11 番 堀内 伸悟 (長野市議会 議員)
12 番 伊藤 隆三 (長野商工会議所 副会頭) = 欠席
13 番 小池 宏明 (長野農業協同組合常務理事) = 欠席
14 番 酒井 國夫 (長野市民生委員児童委員協議会副会長)
15 番 挟間 孝 (NPO法人ヒューマンネットながの理事長)
16 番 伊藤 宗正 (長野市商工会 副会長)
17 番 小澤 知幸 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)
代理 関口 広喜 副所長
18 番 吉川 達也 (長野県長野建設事務所 所長) = 欠席
19 番 福澤 政徳 (長野中央警察署 署長)
代理 辻 裕一郎 交通第二課長
20 番 青木 保 (長野市農業委員会 会長)

◎説明のための出席者

都市整備部長	北 澤	善 幸
都市計画課長	桑 原	武 彦
都市計画課長補佐	飯 島	章 弘
都市計画課係長	西 山	建 吾
都市計画課主査	柳 沢	一 欽
公園緑地課主幹	轟	誠
公園緑地課係長	塚 田	武 志

◎事務局出席者

都市計画課主幹	児 玉	基 昭
都市計画課係長	藤 澤	大 輔
都市計画課主事	松 木	佑太郎
都市計画課主事	高 木	茉 央
都市計画課技師	高 山	大 輝

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第 84 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務める都市計画課の児玉と申します。初めに、本日の審議会は公開となりますのでご了承ください。会議に先立ち、定足数の確認を申し上げます。長野市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、定足数は委員 20 名の過半数です。本日ご出席の委員は現在 16 名ですので、会議は成立となります。なお、梅干野委員、伊藤隆三委員、小池委員、吉川委員から欠席のご連絡をいただいております。

本日の進行につきましては、お配りしております「次第」に従って進めてまいります。その前に資料の確認をお願いします。資料は、過日郵送でお届けしたものと、本日机の上にお配りさせていただいたものがございます。

なお、過日送付いたしました御通知のとおり、本日は「調査事項 イ 土地区画整理事業 長期未施工地区の見直し」について、ご審議いただかないこととなりました。これから、該当資料 5-1 から 5-3 について、事務局が回収に伺います。お手数ですが、机の上にご用意をお願いいたします。

本日の資料は、資料 1、資料 2、資料 3、資料 4-1、4-2 です。ご確認いただき、不足のある方はお申し出ください。それではお手元の次第に従って進めます。

初めに、都市整備部 部長の北澤からご挨拶を申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 皆様こんにちは。4 月から都市整備部長を務めております北澤でございます。委員の皆様方にはお忙しい中、本日の審議会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、この度は本審議会の委員へのご就任をお願いしましたところ、快くご承諾をいただき心から感謝申し上げます。前任期に引き続き委員をお受けいただいた皆様方には、任期中のご尽力に対し感謝申し上げるとともに、今後も本市の都市計画に、ご指導賜りますようお願い申し上げます。また、今回新たに委員をお引き受けいただきました皆様におかれましては、専門分野でのご見識と幅広い見地からご指導いただきますようお願い申し上げます。

本日ご審議をお願いいたします案件は、議案第 1 号 長野都市計画用途地域の変更についてなど、3 件の審議事項と 1 件の調査事項でございます。よろしく申し上げます。

また、今年度の審議会について目を向けますと、令和 2 年度から進めております都市計画

道路の見直しなど、様々な事項が予定されております。1年を通じ、皆様方にはご指導、ご審議をいただくこととなりますが、併せてお願い申し上げたいと思います。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○司会 続いて、都市計画課 課長の桑原から委員の皆様をご紹介申し上げます。紹介を受けられた委員の方は恐れ入りますが、その場でご起立をお願いします。

○事務局 都市計画課 課長の桑原でございます。このたび、当審議会の改選により、委員の皆さまが交代となりました。本来であれば、お一人ずつ委嘱書をお渡しすべきですが、時間の都合もあり、あらかじめお手元に委嘱書をご用意いたしましたのでご了承をいただきたいと思っております。それでは、委員の皆様をご紹介申し上げます。信州大学工学部准教授 高瀬達夫 様、同じく信州大学工学部准教授 梅干野成央 様、長野工業高等専門学校教授 柳沢吉保 様、長野県司法書士会長野支部司法書士理事 跡部美幸 様、(社団)長野県建築士会ながの支部幹事 伊東亮一 様、市議会議員 三井経光 様、同じく市議会議員 金沢敦志 様、同じく市議会議員 グレート無茶 様、同じく市議会議員 竹内茂 様、同じく市議会議員 鈴木 洋一 様、同じく市議会議員 堀内伸悟 様、長野商工会議所 副会頭 伊藤隆三 様、ながの農業協同組合常務理事 小池宏明 様、長野市民生委員児童委員協議会副会長 酒井國夫 様、NPO法人ヒューマンネットながの理事長 挟間孝 様、長野市商工会副会長 伊藤宗正 様、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所所長 小澤知幸 様、本日は代理で副所長 関口広喜様にご出席いただいております。長野建設事務所所長 吉川達也 様、長野中央警察署署長 福澤政徳 様、本日は代理で交通第二課長 辻裕一郎様にご出席いただいております。長野市農業委員会会長 青木保 様、以上です。

皆様の任期につきましては、「長野市都市計画審議会条例」第3条の規定により、令和6年3月末までとなります。よろしく願いいたします。

○司会 次に、本日出席しております事務局職員の自己紹介をいたします。

○事務局 都市整備部長の北澤善幸と申します。都市計画課長の桑原武彦と申します。同じく都市計画課主幹兼課長補佐の児玉基昭と申します。同じく都市計画課課長補佐の飯島章弘と申します。同じく都市計画課係長の藤澤大輔と申します。同じく都市計画課係長の西山建吾と申します。同じく都市計画課の柳沢と申します。同じく都市計画課の高山と申します。同じく都市計画課の松木と申します。同じく都市計画課の高木と申します。

○司会 続きまして、会長の選出についてお諮りいたします。本審議会条例第5条第1項により「審議会に会長を置き、学識経験者として委嘱された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める」こととなっております。どのように選出したらよいか、ご意見がございましたらお願いいたします。

○委員 ご提案いたします。都市計画マスタープランの改定に深く関わっていただき、長野市の都市計画を熟知されております長野工業高等専門学校教授の柳沢委員さんに、会長をお願いしたいと思います。

○事務局 ただいま、高瀬委員から長野工業高等専門学校教授 柳沢委員に会長をお願いしたいとのご提案がございました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。ただいま、異議なしとのご発言がございました。ほかにご意見がないようでしたら、柳沢委員に会長をお願いしたいと思います。皆様の拍手でご承認をお願いします。どうもありがとうございます。それでは柳沢委員、会長席へご移動をお願いいたします。柳沢会長から一言、就任のご挨拶をお願いします。

○会長 会長にご推挙いただきました長野工業高等専門学校教授の柳沢でございます。会長就任にあたり、豊かな市民生活を送るためのまちづくりの基礎として、都市の基盤整備は大変重要であり、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する都市計画審議会が担う役割はますます大きくなっていると考えます。そのため、当審議会においてもこれまで同様、重要な案件の審議をすることになると思いますが、議案の審議に関しましては慎重かつ円滑に進めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様方には、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが会長就任のご挨拶とさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。続きまして、次第6 報告事項について事務局から報告します。

○事務局 令和4年2月10日の第82回長野市都市計画審議会において審議された議案については、次のとおり処理されますので報告します。(1) 県決定 長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について 令和4年5月23日 長野県告示 第290号、(2) 県決定 長野都市計画区域区分の変更について 令和4年5月23日 長野県告示 第291号、(3) 市決定 長野都市計画用途地域の変更について 令和4年5月23日、(4) 市決定 長野都市計画特別用途地区の変更について 令和4年5月23日。

続いて、令和4年3月23日の第83回長野市都市計画審議会において審議された議案については、次のとおり処理されましたので報告します。(5) 県決定 長野都市計画一団地の官公庁施設の変更について 令和4年4月28日 長野県告示 第230号、(6) 市決定 長野都市計画道路 3・4・29号 七瀬居町線の変更 令和4年3月31日 長野市告示 第223号、以上です。

○司会 それではこれから議事に移りますが、その前にマイクの操作についてご説明いたします。発言される際はお近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただきながらご発言をお願いします。ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いします。

◎議事

○議長 委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。次第のとおり、本日の審議案件は審議事項が3件、調査事項が1件となっております。皆様からご意見をいただきながら、実りのある会議にしたいと思っておりますので、議事の進行が円滑に運びますようご協力をお願いします。なお、本日の議事録の署名は、跡部委員と挟間委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、議事に入ります。まず、議案1号 長野都市計画用途地域の変更について(市決定)、議案2号 長野都市計画特別用途地区の変更について(市決定)、以上の2件は関連がありますので、事務局から一括で説明をお願いします。

○事務局 都市計画課の柳沢です。私から、議案1号 長野都市計画用途地域の変更について説明いたします。

それでは2ページをご覧ください。こちらは総括図となります。赤枠で表示した2箇所が、今回用途地域を変更する箇所です。3ページ目はそれぞれの変更地区を拡大したものです。

初めに、用途地域について簡単に説明いたします。用途地域とは住居、商業、工業など、市街地の土地利用を大枠で定めたもので、建築可能な建物や建て方のルールを定めることにより、計画に応じた市街地内の環境の確保が可能となる制度です。

それでは、変更箇所について説明いたします。1箇所目は箱清水1丁目地区です。変更内容は総括図の四角の中に記載がありますが、変更面積は約13ヘクタールです。現状の用途地域は第一種低層住居専用地域ですが、これを第一種住居地域、第二種住居地域に変更するものです。これにより、建ぺい率や容積率などが変更となります。

2箇所目は篠ノ井布施高田地区です。こちらも詳細は総括の四角の中に記載がありますが、変更面積は約6.7ヘクタールです。現状の用途地域は準工業地域ですが、これを第一種住居地域へと変更するものです。これによって建ぺい率や容積率に変更はありませんが、建てられる建築物の種類や規模など、建て方のルールが変更となります。

次に4ページをお願いします。用途地域変更の理由になりますが、概要を説明いたします。箱清水1丁目地区は、城山公園再整備基本構想が策定されたことにより、この基本構想に沿った土地利用ができるよう、用途地域を変更するものです。

次に、篠ノ井布施高田地区は現状の用途地域と実際の土地利用状況が乖離している状況で、現在の土地利用状況を今後も維持していくことが必要であるため、用途地域を変更するものです。

次に、6ページをご覧ください。こちらが都市計画変更の計画図です。ご覧いただいているのは箱清水1丁目地区ですが、赤枠の範囲内が該当箇所となります。この箱清水1丁目地区

は大きく分けて2つのエリアが変更となります。公園北側の1-1と書かれたエリアでは、少年科学センターと同等規模の施設が立地可能な第二種住居地域に、公園南側1-2と書かれたエリアは、飲食施設などの滞在型施設が立地可能な第一種住居地域へと変更します。

次のページをご覧ください。こちらは篠ノ井布施高田地区の変更計画図です。現状の用途地域は準工業地域ですが、準工業地域は工業や商業、遊戯施設などの立地が可能で、複合的な土地利用が可能となる用途地域ですが、実際の土地利用は住宅地として形成されていることから、周辺の土地利用とも調和した第一種住居地域へと変更し、現状の住環境を維持していくものです。

8ページをご覧ください。こちらは、用途地域変更による新旧対照表です。上段赤字が変更前となっておりますので、ご確認をお願いします。

次に9ページ、10ページがそれぞれの変更箇所の変更前、変更後の新旧の対照図ですのでご確認をお願いします。

最後に11ページをお願いします。都市計画変更の経緯について報告いたします。8月と9月に対象地区での地元説明から始め、昨年12月に長野県知事への事前協議を行い、異存なしとの回答をいただいております。その後、素案の閲覧を2月7日から3月7日まで実施しましたが公述の申し出がありませんでしたので、公聴会は中止いたしました。

計画案の縦覧を3月23日から4月6日まで行い、こちらについても意見書の提出はありませんでした。4月14日に長野県知事へ協議し、4月28日付けで長野県知事からこの都市計画変更案に同意する旨の回答をいただいております。この用途地域の変更案については、本日ご審議いただいた後、来週中の決定告示を目指しております。用途地域変更についての説明は以上です。引き続き、議案2号について説明いたします。

資料2をご用意ください。長野都市計画特別用途地区の変更について、こちらも決定権は長野市となります。

それでは2ページをお願いします。特別用途地区とは、先ほど説明いたしました用途地域を補完することを目的としたもので、長野市では準工業地域の全域に大規模集客施設制限地区という特別用途地区を指定しています。この特別用途地区を指定することで、延べ床面積1万平方メートルを超える大規模な集客施設などの立地を制限するものです。

篠ノ井布施高田地区は準工業地域から用途地域が変わりますので、この特別用途地区の区域が変わることになります。

3ページ以降については先ほどの説明と重複するため、説明を省かせていただきますが、3ページ目が総括図、4ページ目の変更箇所の拡大図、5ページ目の変更理由、6ページ目が計画図、7ページ目が新旧対照表、8ページ目が経緯の概要となっております。経緯の概要については、用途地域の変更に伴っての特別用途地区の変更になりますので、手続きは用途地域の変更と同時に進めました。こちらも長野県知事への協議において、4月28日付で変更案に対し、同意する旨の回答をいただいておりますので用途地域変更と同様に、来週中の

告示決定を考えております。以上で説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。議案1号は用途地域の変更、それから議案2号は、特別用途地区の変更についてということです。いずれも市決定ですが、これについては昨年度も事前に調査説明のあった案件です。改めてご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願いします。いかがでしょうか。

○委員 すいません、ちょっと教えてください。まず資料2の7ページにある新旧対照表ですが、上段が旧で下段が新とのことなので、今まで653ヘクタールだったものが646ヘクタールへ縮小になるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 細かく確認してはいないのですが、印象とすると現状はほとんど準工なのに住宅が建っている状況で、かつ西側については高校のグラウンドということですよ。この用途が変わり、特別用途地区も変更になりますが、数字としても大きな変更がないということは、日常生活を送っている地元の方々にとってみるとそんなに大きな変化がなく、実際問題ないという印象を受けますがいかがでしょうか。

○事務局 ご意見のとおり、住んでる方にとっては用途地域が変わることによって今の住環境が守られますが、特段何か変化するという事はないと考えております。

○委員 ありがとうございます。加えて、この特別用途地域の変更によって、大型の商業施設の建設の制限がなくなるとのことですが、現状を見るとここ数年先のレベルにおいてですが、大型商業施設が出る可能性はあまり現実的でないという理解でよろしいですか。

○事務局 この場所においては、そういったものはないと考えております。

○議長 他にいかがでしょうか。

○委員 はい。資料1の6ページ、1-1は箱清水ですが、ここはほぼ住宅地は皆無でしょうし、1-2も一般住宅は数えるぐらいしかなく、ほぼ公共施設や神社等ですよ。

○事務局 今回の用途地域変更は、箱清水1丁目地区については公園の指定区域のみとなっており、一般的な住宅地は避けて変更するものです。

○委員 また、1-3はここだけ神社庁の敷地だったのに、今度は市に繰り入れられるということですが、一緒に入ったということですか。

○事務局 1-3については新たに公園区域に含めるということですので、今回のところで合わせて変更するものです。

○委員 了解です。

○議長 その他いかがでしょうか。今、委員さんからいただいたご質問は前回の説明からの状況の再確認です。特に反対意見等はないかと思いますが、ほかに何かありますか。

質問は概ね出たということで、これより議案1号と2号の採決を行いたいと思います。採決は挙手による方法で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、挙手による採決を行います。議案1号に賛成の委員は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛

成ですので、議案1号は原案通り決定といたします。

続きまして、議案2号の採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案2号は原案通り決定といたします。

引き続き、議案3号 長野都市計画公園の変更についてですが、こちらも市の決定です。それでは、事務局からご説明よろしくお願いたします。

○事務局 公園緑地課係長の塚田と申します。私から議案第3号 長野都市計画公園の変更について説明いたします。長野都市計画公園の変更決定権者は長野市です。

それでは、2ページをご覧ください。図面は長野市の都市計画図です。四角で表示した2ヶ所が今回ご審議いただく箇所です。

3ページ、4ページ目は変更理由です。まず3ページの城山公園について説明いたします。城山公園では公園内の施設の老朽化問題があることから、令和2年4月に今後の公園施設のあり方についての指針となる城山公園再整備基本構想を作成いたしました。基本構想に基づき、城山公園の長い歴史を受け継いでいける統一感のある再整備を目指すため、公園区域の変更をするものです。

続いて4ページ目は長野運動公園についてです。長野運動公園は慢性的に駐車場不足となっており、周辺の道路で渋滞が発生することで、公園利用者だけでなく、近隣住民の日常生活にも支障を及ぼす状況となっております。このことから駐車場の拡大を図るため、公園区域を変更するものです。

5ページをご覧ください。城山公園の施設配置図です。こちらの施設配置図で、変更箇所の説明をいたします。黄色で示した3箇所、図面上段の招魂社、中央の彦神別神社、図面左の善光寺東庭園は、これまで長きにわたり緑地として適切に管理されており、今後、開発等による用途の転換が見込まれないことから、公園の区域から削除いたします。

次に、赤色で示した図面左側の長野県神社庁の跡地は、噴水広場とふれあい広場の一体性の確保及び回遊性の向上を図るため、また、図面中央のNHK跡地は課題となっている駐車場不足を解消するため、公園区域へ追加いたします。

続いて、6ページをご覧ください。長野運動公園の施設配置図です。赤色で示した東側の民有地と、西側の用地を駐車場として活用を考えております。

また、こちらは駐車場としてだけでなく、災害時には救援活動の拠点や物資の集積場として活用することで、防災拠点としての機能を強化を図るため公園区域へ追加いたします。

続いて、7ページをご覧ください。今回の都市公園区域の変更による新旧対照表です。城山公園の面積は減り、長野運動会の面積は増えることとなります。

最後に8ページをご覧ください。都市計画策定の経緯の概要について報告いたします。地元説明から始まり、令和3年12月には長野県知事へ事前協議を行い、異論なしとの回答をいただきました。素案の閲覧は令和4年2月7日から3月7日まで実施しましたが、公述の申し出がなかったため公聴会は中止いたしました。

計画案の縦覧は令和4年3月23日から4月6日まで実施しましたが、意見書の提出はありませんでした。その後、都市計画法第19条第3項に規定される長野県知事との協議において、令和4年4月28日に同意する旨の回答をいただいております。変更案については、本日ご審議いただき、来週中の決定告示を目指しております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。議案3号も昨年度、調査事項として説明があり、皆様方からご質問等いただいたものです。市決定としてご審議いただきますが、ご意見ご質問等ありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

○委員 5ページですが、少年科学センターの下に動物病院と記載があります。都市計画には関係ないのですが、動物病院という言葉が見慣れないもので、どこから出てきたのか教えていただきたいと思います。それからもう1点、招魂社とか神社は今回の計画から外すということですが、そもそも招魂社は歴史的には靖国神社関係からの分社で都市公園としては馴染んでいなかった場所です。区域から外すべきだという声は今までもあったと思いますが、この理由の中でそういったことは全く触れていません。そんな声もあったのかなかったのか、教えていただきたいと思います。

○事務局 まず動物病院ですが、動物園内の動物を治療する施設です。これが動物園内にあるということを示しているものです。次に、招魂社は神社仏閣なので、そもそも都市公園にはふさわしくないというご意見ですが、区域から外した方が好ましいという意見が特にあったわけではなく、都市計画の見直しの中で削除することになり、実施するものです。

○議長 よろしいでしょうか。特に神社については先ほどの説明によると、現況は緑地として維持管理されており、今後もそれが続くということで区域から外すということです。その他ございますか。

○委員 ちょっと確認です。運動公園ですが、西側の駐車場は今回区域に入れるだけかと思えます。東側の土地は所有者の内諾を受けて今回、譲渡されると思えます。それで公園に入れるということですよ。

○事務局 今回、公園区域へ追加し、所有者様から用地取得をします。

○議長 その他ございますか。よろしいでしょうか。すでに1度ご説明いただいた中で、今のご質問としては再確認の内容だったかと思えます。質問は概ね出たと思えますので、これから議案3号の採決を行いたいと思えます。採決は挙手による方法で行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。では、挙手による採決を行います。議案3号に賛成の委員は、挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案3号は原案どおり決定といたします。

次は、調査事項ア 長野市立地適正化計画改定検討部会の報告について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 都市計画課の柳沢と申します。私から調査事項ア 長野市立地適正化計画改定検討部会について報告いたします。

お手元に資料の4-1をお願いします。スライド番号の番目ですが、こちらが部会のスケジュール、検討内容一覧表となっており左側が部会での検討内容、右側が都市計画審議会です。前回の審議会で経過報告してから、立地適正化計画の検討部会はまだ実施していない状況ではありますが、本日の経過説明では今後の計画公表までの流れについて説明し、そのあと前回の審議会で報告しきれなかった部分を報告したいと考えております。

スライド番号3、計画公表までの流れについてですが、この立地適正化計画は次回の第85回審議会で答申させていただきたいと考えております。現在は素案の閲覧ということで、意見募集を行っております。その後、公述の申し出があった場合は公聴会を実施し、7月に予定しております第9回の部会にて答申案を固めていきたいと考えております。その後、8月上旬を予定しております第85回の審議会において部会案を答申し、ご審議いただき、公表という流れで進めていきたいと考えております。計画公表までの流れは以上です。

続いて、資料4-2をお願いします。1枚めくっていただくと目次となっております。前回の審議会では、現行計画から大きく変わった部分ということで、目次でいうと第5章と第7章について説明いたしました。その後、パブリックコメントの後に再検討した第4章については前回ご説明し切れなかった部分ですので、今回ご報告したいと考えております。本日の資料の内容は第4章のみ抜粋しておりますが、前回の審議会でお渡しした資料と中身は同じものです。

それでは35ページをお願いします。初めに、都市機能誘導区域について簡単に説明いたします。都市機能誘導区域とは、医療や福祉、教育などの都市機能を都市の拠点や公共交通の利便性の高い地域へ誘導し、各種サービスの効率的な提供が図られるように設定する区域となっております。長野市では、都市計画マスタープランで示しております都市拠点を都市機能誘導区域としております。

次に、37ページをお願いします。この都市機能誘導区域を設定するに当たり、設定条件を見直しております。赤字が設定した条件です。現行の計画では、主要駅から1キロメートルの円の範囲を都市機能誘導区域として設定しておりましたが、区域の範囲を明確に示すため、道路などの地形地物や土地利用の状況、それから用途地域などを考慮した区域設定としました。また、条件3として災害時に拠点となる都市機能が立地する拠点的なエリアを含めることとしました。都市機能誘導区域は、誘導したい都市機能はもちろんですが、今ある都市機能を流出させないような位置付けも含まれることから、災害時には拠点的なエリアも含めるという条件としました。

次に、40ページです。先ほど紹介した、新たな条件で設定した長野地区の都市機能誘導区域図となっております。もともとは主要駅から1キロメートルの範囲は含めつつ、災害時は拠点となるエリアということで、主に長野駅から南側のエリアを拡大しております。

48ページをお願いします。誘導都市機能の設定ということで先ほど、都市機能誘導区域の設定条件のところで、災害時に拠点となる都市機能が立地するエリアを含めると説明しまし

たが、赤字部分が追加した要件で、誘導都市機能の設定においても災害時も広域拠点となる誘導都市機能を位置付けることで、今後もその機能を維持していけるようにという目的で追加しております。

その結果が、次の 50 ページです。都市機能誘導区域へ誘導施設誘導する施設ということで、長野地域は医療機能として基幹災害拠点病院を、北長野地区には教育文化機能として広域避難所としても指定されている運動公園を追加しております。この追加した都市機能においては、建て替え時には災害拠点としての機能も維持強化することで、広域拠点としての機能も確保していきたいということで加えました。この部分が前回の審議会で説明し切れなかった部分です。現在は部会案をまとめるための最終段階ということで、特にこの第 4 章について表現の仕方など修正を行っている状況です。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。立地適正化計画は次回、答申をお願いしたいとのことです。前は従来の立地適正化計画と比較して大きく変更のあった 5 章、それから 7 章について説明いただいたところですが、今回は都市機能誘導区域について説明いただきました。40 ページにもありますが、先ほどの説明のとおり、こういった拠点の都市機能誘導区域が日赤周辺で広がったということです。そこに 50 ページで説明いただきました医療機能として基幹災害拠点病院、日赤、これを災害拠点病院と都市機能施設として位置づけるということです。ご意見ご質問ありましたらお願いします。

○委員 もう一度教えてもらいたいのですが、区域内での事業者のメリット・デメリットというか、例えば、その基幹災害拠点病院が撤退できなくなる、或いはこの中に新規で入ろうと思ったら、補助金が出るなど、そういうメリット・デメリットを教えてください。

○事務局 お答えします。メリットからいきますと、この立地適正化計画において都市機能誘導区域に入る場合は、補助金が出る制度です。反対にデメリットは特にありません。例えば今、都市機能誘導区域の中にある施設が外に出たい、または辞めたいという場合には届出を出してもら制度です。届出をしてもらうこと以外は特段デメリットがないと考えておりますが、ここに記載のある機能は市としても維持していきたいものですので、その辺は協議してということになると思います。

○事務局 少し補足させてください。今、担当から説明しました補助金ですが、すべてのものに補助金が出るわけではありません。この制度は国土交通省の支援策として、施設によっては要件に合っていれば補助対象となったり、あるいはその誘導する施設の周辺で公共施設等の整備をする場合には通常の補助金に比べて補助率が少し割り増しになるといったメリットがございます。また、大規模な施設については拠点となるような施設は国が支援する制度ですので、その誘導する施設は長野市に代表的なもの 1 つと定められております。そのため、誘導施設として様々あり、いくなれば市内でもここは唯一の誘導したい施設というものについてはその施設そのものに補助制度があります。運用とすると地域を賑やかにするためにそういった施設を誘導しますが、直接的に支援ができるものは限られてる状況です。

○委員 すいません、今の説明の中で「1つだけ」という意味がよく分かりません。

○事務局 大変細かい話ですが、事業を行う際にいま非常に多く使われているのが都市再生整備計画事業です。国土交通省から支援をいただく補助制度要綱があります。その要綱の中に、立地適正化計画において、都市機能として誘導する施設について支援するという1つの事業があります。それについては要綱の中に、種類に応じていくつかありますが、市で1つ補助金が出ます。誘導するという施策と、補助制度は別であるということです。

○委員 43ページの運動公園は今度、教育文化運動公園ということで、都市機能ですが、ここの防災機能強化という点で非常に重要だと思いますが、今回そういった文言が出てよかったかなと思います。2年半前の大災害のとき、ここは避難所としては北で1番大きな拠点になっていました。ただ、もともと避難所として設定していなかったもので、厨房施設やシャワー施設等がなく自衛隊が来て支援していただいた経緯があります。ここはまた、国民スポーツ大会で体育館を建て直しますので、ぜひバリアフリーも含め防災拠点ということで北の拠点という形で指定していただくよう進めていただきたいと思います。

○議長 ご意見ということですね。先ほど新しい誘導施設として医療機能ばかり取り上げてしまいましたが、教育文化機能も合わせているということです。先ほどのお話ですと、補助が出るのはどちらですか。

○事務局 補助制度として運用できるものですね。先ほど50ページで説明した都市機能誘導区域へ誘導する施設というものがあります。そこに教育機能ですとか、子育て機能といろいろあり、4地区にそれぞれかぶっているものもありますが、施策とするとそれぞれの地域に誘導する施設があるということです。ただし、例えば補助要件に合う施設の中で、補助金が出るものについては、その中のうちの1つです。どの地区かは限りませんが、1つという形になっております。例えば、長野地区については教育の中で大学というのがありますが、長野駅の東口に清泉の医療大学が来たときには、ご支援をさせていただきました。そう意味では、大学という誘導機能についての補助制度は、他では使えません。それ以外の支援策があるとお聞きしておりますが、直接的な補助については1つという意味です。

○議長 つまり、ここで挙げられた中で1つに決まり、この立地適正化計画が立案できたら補助がつくということですね。

○事務局 そうということです。

○議長 先ほど委員さんからのご質問を再度確認させていただいております。他にございますか。

○委員 教えていただきたいのですが、都市機能誘導区域というのは面的に、断片よりも面的に指定したいのは分かりますが、防災機能を考えると、例えばこの中でも消防自動車を通れないような狭い道しかないところに面している部分というのもたくさんあると思います。そういうところもあえて誘導区域の中に入れてしまうというのが、ちょっと違和感があります。例えば、地震が起きて塀が倒れた時に、狭い土地だったらもう何も機能として

有しないわけですね。そういうところまで都市誘導区域として設定するのは、何か理由があるのでしょうか。教えてください。

○事務局 はい。まず都市機能誘導区域の考え方の1つとして、原則として居住誘導区域の中に都市機能を入れるという形をとっております。基本的には委員さんのご指摘のとおり面的にエリアを拾っていく、断片的に拾うという形ではなく、ある程度集中した形で誘導していくところはございません。ただ一方で、これが都市機能誘導する形の手法のすべてかという、そういうことはございません。ご指摘のとおり接道条件が悪かったり、生活環境自体に課題残っているエリアもありますが、それ自体は都市機能誘導区域の設定とは別のアプローチの中で整備をしていく必要があるというものです。

○委員 ということは、一応ここに設定するということは、おそらく市がこれから力を入れて、そういったところを解消していくよう、どんどん力を入れて整備をしていくという意思でよろしいでしょうか。

○事務局 今回の都市誘導区域自体は、エリアの設定の仕方のご指摘のところもありますが、当然これまでと同じように整備をし、整理解消を図っていくことは変わりません。ただ一方で、より魅力的なまちづくりをするために、こういう機能をエリアの中で、ある程度具体的な計画の構想段階で立地適正化計画の中に盛り込むという制度ですので、そういう形で進めていきたいと考えております。

○委員 いや、私は市がこうやって積極的に指定をしていくわけですから、きちんと整備をしていくという方向を打ち出しているといった考えを持っておられるかどうかをお聞きしたいだけです。

○事務局 誘導する機能については、積極的に考えていきたいと考えております。

○委員 そうことではなくて。そのエリアの例えば、狭くなっている道路をきちっと拡幅整備していくとか、そういったことを積極的に行っていくという考えでよろしいんですね。一応、区域として設定している以上は。

○事務局 すべてのところに誘導機能を盛り込んでいくのはございません。

○委員 これ、区域設定するのですよね。

○事務局 はい。

○委員 そうですね。区域設定しないところに対して言っているわけではなく、するところに対して言っているのに、するけどその一部はあんまり関係ないという。そこはちょっと意味がわからないのですが。

○事務局 そうですね。もちろん、これまでも同様にそういうところは全くどうでもいいとやってきたわけではありませんので、今回は積極的に進めるエリア、それから課題も残っているところも含めた、まちとしての機能向上を図っていくという計画でございます。

○議長 よろしいですか。どうしてもどこを取っても災害路は残っていて、どこでも安全に駆けつけ搬送ができるとか、消防車がすべて入って行けるとは限りませんが、一応、

立地適正化計画のほかに長野市として防災都市づくり計画も作られて、そこには緊急輸送路の話も出ていたかと思います。うろ覚えなのでちょっと再度確認していただき、そういった緊急輸送路も踏まえた上で整備をしていくという考え方ではどうでしょうか。

○委員　　そこまで強く言うつもりはありませんが、要するに、例えば運動公園だったらこの施設が防災施設に指定してあっても、多分なかなか行けないと思います。行けなかったら何の意味もないというのがありますので。災害とは水害だけでなく、地震だって想定される。そのあたりをちょっと考えていただければ。エリアを作っていくといった計画を立てているとのことですが、計画だけにならないようにしていただきたいということです。

○事務局　　ありがとうございます。それも踏まえ、本市の様々な計画とも連携しながら進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

○委員　　細かいことですが、エリアという目で見えていたのですが、例えば40ページの善光寺の駅の上のほうに新しいエリア、見直し案というのでしょうか。点在しています。それから41ページにも一部点在しています。この点在の意味はどういうことですか。

○事務局　　お答えします。まず、40ページの善光寺周辺についてお答えします。先ほどこの都市機能誘導区域は居住誘導区域に設定するとなっており、この抜けている部分は、急傾斜地の崩壊危険区域に指定されている部分で、居住誘導区域から厳密には抜いている部分です。その部分は都市機能誘導区域には設定できないとなっておりまして、40ページのところは危険区域となっております。41ページ、篠ノ井地区についてですが、この場所は生産緑地地区に指定しております。こういったところには都市機能誘導するべきではないという観点と、先ほどと一緒に居住誘導区域には設定していない区域となっておりますので、こういった抜けている区域があるという表現となっております。

○議長　　そのほかにいかがでしょうか。調査事項ですので今のうちにご意見いただければありがたいです。

○委員　　これはこれでいいのですが、国民や市民が一番心配しているのはロシアがやっていること。もし打ってきたら、じゃあどこ逃げるのかと。地下室ぐらい作ってくれてもいいのではと思うのですが、そこら辺は全然考えていないのでしょうか。下手すればあっという間に戦争状態で、逃げる所がないですね。それを一番心配していると思います。以上。

○事務局　　誘導する機能として示されているものの中ではなかなかそういうものはありません。ただ、危機管理防災課でそういうのも含めた有事の際のことは検討しています。今後どんな形で検討していくか、現時点で把握しておらず大変恐縮ですが、この中では想定しておりません。

○議長　　その他にございますか。

○委員　　すいません、ちょっと手短にします。先ほど委員さんがおっしゃられたことと若干関連しますが、今回ご説明いただいた都市機能誘導区域で、これからこういう形で子育てしやすい安心した地区にしていく云々といったことが書かれていたと思います。都市

機能として、それぞれの施設をこの地域の中に誘導していきますよということで、ものすごくいいことだと思います。ただやはり、重要なのは都市機能もそうだし居住誘導区域もそうですが、ここに掲げられていることをやっていく。市として公表している以上、やはりある程度コミットしているという捉え方を当然するわけです。立地適正化計画は平成29年からだったと思いますが、要はもう3年、4年、5年経っている中で、この計画をどの程度、長野市として進めたのかも検証していかないとだと思います。都市機能誘導区域のことですので他は言いませんが、ここに掲げられていたことについては、しっかりと進めていくよう。計画倒れというか、そういったことにならないよう強く要望させていただきたいと思います。

○事務局　　今ご指摘のとおり、立地適正化計画についても、指標、目標を掲げております。また、5年ごとに見直しを行うことになっておりますので適時、まちの魅力向上させる施設について支援できるようなものは随時取り組んでいくと、また掲げた目標についても実効性があるように様々な施策に取り組んで参りたいと思います。ありがとうございます。

○議長　　その他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。まだ調査事項ですので、後程お気づきの点がありましたらまた事務局へご連絡いただければと思います。よろしくお願いたします。概ね意見、質問等出していただきましたので、この調査事項案の議事を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

その他、委員の皆様から何かございますか。以上で議事はすべて終了となりますので、議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉会

○司会　　ありがとうございました。ここで、次回の審議会日程についてご案内いたします。次回の審議会につきましては、8月5日金曜日の開催を予定しております。詳細が決まりましたら、あらためてご通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

終わりに、都市計画課 課長の桑原から閉会のご挨拶を申し上げます。

○事務局　　委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、また、熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

本日は新任期での最初の審議会でしたが、本審議会は、将来にわたって豊かな市民生活を実現し、次の世代に誇れるまちづくりを進めるために、大変重要な役割を担っている審議会でございます。柳沢会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、今後2年間、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、「第84回長野市都市計画審議会」を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。